伊丹市水管規程第５号

伊丹市上下水道局職員就業規程及び伊丹市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年１０月２９日

伊丹市上下水道事業管理者

大西　俊己

伊丹市上下水道局職員就業規程及び伊丹市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程（令和８年伊丹市水管規程第５号）

（伊丹市上下水道局職員就業規程の一部改正）

第１条　伊丹市上下水道局職員就業規程（昭和４９年伊丹市水管規程第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（勤務時間および週休日）	（勤務時間および週休日）
第８条　（略）	第８条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第１項の勤務時間の割振りは，１日当たり７時間45分とし，休憩時間を除き，午前８時45分から午後５時45分までとする。ただし，管理者が業務上特に必要と認める場合においては，始業時刻もしくは終業時刻または勤務の割振りを変更することができる。	３　第１項の勤務時間の割振りは，１日当たり７時間45分とし，休憩時間を除き，午前７時30分から午後６時45分までの間で管理者が定める。ただし，管理者が業務上特に必要と認める場合においては，始業時刻もしくは終業時刻または勤務の割振りを変更することができる。
４・５　（略）	４・５　（略）
（休憩時間）	（休憩時間）
第10条　職員の休憩時間は，午後０時から午後１時までとする。た	第10条　職員の休憩時間は，１時間とする。

だし，第８条第３項ただし書に規定する場合においては，勤務時間または業務の実情によって所属長が定める。	２　休憩時間の始まる時刻は午後０時とし，終わる時刻は午後１時とする。ただし，管理者が業務上特に必要があると認める場合においては，休憩時間の始まる時刻および終わる時刻を変更することができる。

（伊丹市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部改正）

第２条　伊丹市上下水道局会計年度任用職員就業規程（令和２年伊丹市水管規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（勤務時間，勤務時間の割振り及び週休日）	（勤務時間，勤務時間の割振り及び週休日）
第６条　（略）	第６条　（略）
２　前項の勤務時間の割振りは，１日当たり７時間45分とし，午前８時45分から午後５時45分までの間で管理者が定める。	２　前項の勤務時間の割振りは，１日当たり７時間45分とし，休憩時間を除き，午前７時30分から午後６時45分までの間で管理者が定める。
３　（略）	３　（略）
４　前項の勤務時間の割振りは，１日につき７時間45分に満たない範囲内で管理者が定め，始業時刻を午前９時からとする。	４　前項の勤務時間の割振りは，１日につき７時間45分に満たない範囲内で管理者が定め，始業時刻を午前７時30分から午前10時ま

	での間で管理者が定める。
5　前４項の規定にかかわらず，管理者が業務上特に必要と認める場合においては，始業時刻若しくは終業時刻又は勤務時間の割振りを変更することができる。	5　前各項の規定にかかわらず，管理者が業務上特に必要と認める場合においては，始業時刻若しくは終業時刻又は勤務時間の割振りを変更することができる。
6　（略）	6　（略）
（休憩時間） 第９条　会計年度任用職員の休憩時間は，午後０時から午後１時までとする。ただし，第６条第５項に規定する場合においては，勤務時間又は業務の実情によって所属長が定める。	（休憩時間） 第９条　会計年度任用職員の休憩時間は，１時間とする。ただし，勤務時間又は業務の実情を考慮し，管理者が特に必要があると認める場合においては，この限りでない。 2　休憩時間の始まる時刻は午後０時とし，終わる時刻は午後１時とする。ただし，管理者が業務上特に必要があると認める場合においては，休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻を変更することができる。

付　則

この規程は，令和８年１１月１日から施行する。